明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**三）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**八一）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一七）　二

○除籍の一部が滅失した件（**法務**一一二）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**一一三）　三

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**二）　三

○私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準第二条に規定する基準を満たしている博物館を認める件（**文部科学**三五）　三

○小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める件（**経済産業**三八）　三

○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する件（**同**三九）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**二六一）　四

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**二六二）　四

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する件（**海上保安庁**七〇）　五

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**五四～五八）　五

○都市計画に関する件（**中国地方整備局**三三）　六

○河川区域の変更として指定する件（**四国地方整備局**二一）　六

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**四七）　六

○道路に関する件（**同**四八）　六

○道路に関する件（**北海道開発局**三一）　六

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　警察庁　法務省　七

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕　八

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕　一二

諸　事　項

官庁

財団、製造たばこ小売定価関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他

省　令

○経済産業省令第三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第二項、第四十三条第一項、第四十四条第五項、第四十八条第一項、第五十条の二第三項及び第七十一条第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十四日

経済産業大臣　海江田万里

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項第三号中「出力十キロワット未満」を「出力二十キロワット未満及び最大使用水量毎秒一立法メートル未満」に改める。

第五十二条第一項の表第一号中「水力発電所」の下に「（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）」を加え、同表第二号中「火力発電所（」の下に「小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの」を加え、同表第四号中「水力発電所」の下に「（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）」を加え、同表第五号中「火力発電所（」の下に「小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの」を加え、同表第七号中「四の水力発電所以外の水力発電所」の下に「（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）」を加える。

第五十六条の表第四号中「水力設備」の下に「（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）」を加え、第五号中「水力設備（」の下に「小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するもの又は」を加え、同表第六号中「火力設備（」の下に「小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの」を加え、同表第七号中「五千八百八十キロパスカル以上のもの」の下に「及び小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの」を加える。

第七十三条の六の二第一項中「三万」を「十五万」に改める。